

## 民間保育所等の運営に係る付加給付等について

### (付議の要旨)

平成27年4月に予定される子ども・子育て支援新制度の施行に向け、施設型給付施設に対する区の付加給付等について、今後の取り扱いを整理したので報告する。

### 1. 主旨

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、区の確認した事業の財政支援を保障していくこととしている。

新たな給付制度に対応するとともに、引き続き施設の安定運営及び保育の質の確保・向上を図るため、「施設型給付事業に対する区独自の付加給付」、「延長保育及び一時保育に係る事業費と利用者負担額」、「上乗せ徴収の取扱い」を定めるとともに、「認可外保育施設から移行した私立認可保育園に対する賃借料等の付加給付」及び「分園の本園化」を実施する。

### 2. 施設型給付の対象となる施設

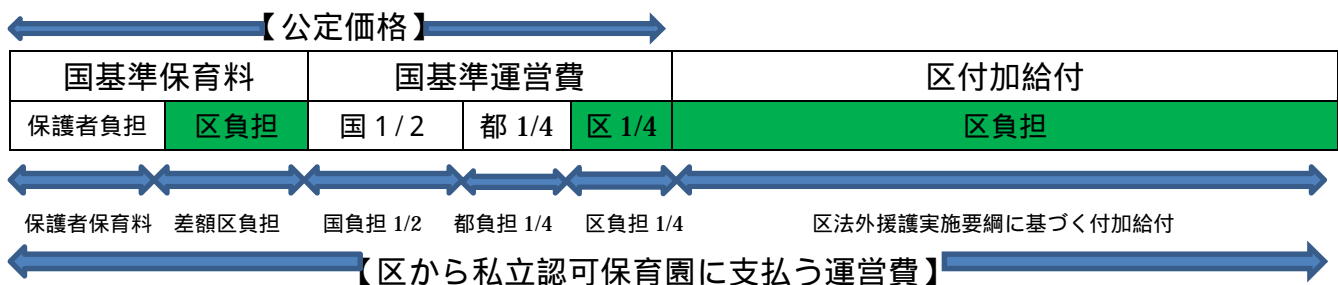
私立認可保育園、私立認定こども園(4類型:幼保連携型、幼稚園型、地方裁量型、保育所型)、私立幼稚園(新制度) ただし、いずれの施設も公立は給付対象外。

### 3. 付加給付の内容

#### (1) 私立認可保育園運営費の付加給付

区は私立認可保育園、私立認定こども園(幼保連携型認定こども園の保育所部分)に対し、保育の実施に要する費用として「国基準運営費」と児童の処遇の改善及び保育内容の充実のための「区付加給付」を支払ってきた。新制度においても施設型給付については、体系の変更がないため、この基本的考えを継続する。

私立認可保育園への運営費支出について



平成27年度概算経費 11,283 百万円 (特定財源: 国 1,695 百万円 都 848 百万円)

…認定こども園除く。

…うち区付加給付(国基準保育料区負担分含む) 6,079 百万円(特定財源: なし)

なお、国基準運営費については、質改善のための加算が予定されているが、現時点においては加算項目や加算額が確定していない。そのため、平成27年度当初予算においては、国基準運営費への質改善の加算を反映しない仮の公定価格に基づき、運営費及び区付加給付を計上することとする。今後、政省令により確定した公定価格が示された場合、改めて区付加給付の範囲等を定めることとする。

(2) 私立認可保育園における保育の質に必要な区独自加算(新規)

平成27年度より、経営の安定化等のため、区内に24園ある分園のうち、分園の本園化する園を除く分園(18園)において該当する以下の項目について追加して加算を行う。

- ・分園長加算(分園長を設置した場合)月 50,000円
  - ・分園夏期パート保育士加算 年 163,200円
  - ・分園パート職員通勤手当 月 15,000円
- 1園あたり年額計 943,200円

平成27年度概算経費(再掲)私立保育園運営費のうち17百万円  
(特定財源:なし)

(3) 運営費助成の新たな取組みについて

区は現在、幼保連携型認定こども園及び私立認可保育園として運営している施設に対し、区の付加給付分として、法外援護実施要綱に基づき区の付加給付を実施しているところだが、平成27年4月以降に開園する(開設または移行する)私立認可保育園及び幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園については、現在の国基準に上乘せしている0歳児必要面積1人につき5.0㎡(国基準3.3㎡)と、1歳児職員配置5人に対し常勤保育士1人(国基準6対1)の両方を満たさない場合は、一部の事業費加算を行わないこととする。保育の質の確保・向上のため職員の処遇を安定的に確保することを促進するため、一部の事業費加算について以下の割合を適用する。

	人件費比率	支給割合
A	50%以上	100%
B	50%未満	0%

人件費比率とは、事業者の前年度の経常収入に占める人件費の割合とする。

(4) 認定こども園等への付加給付

認定こども園の4類型のうち既存の3類型4施設及び私立幼稚園(新制度)への区の付加給付については、以下のとおり扱う。

幼保連携型 現行の運営費収入と公定価格を試算し比較した結果、法人収入が同程度となるよう区の付加給付を行う。

幼稚園型 現行の運営費収入と公定価格を試算し比較した結果、収入減にはならないため、当面付加給付はしないが、新制度の動向により必要に応じて検討する。

地方裁量型 現行の運営費収入と公定価格を試算し比較し、法人収入が前年度と同程度となるよう区の付加給付を行う。

保育所型 既存園は無いが、今後新設される場合は、認定こども園(児童福祉施設)として認可されることから、私立認可保育園と同等の取り扱いとする。

私立幼稚園(新制度) 現行の運営費収入と公定価格を試算し比較した結果、収入減にはならないため、当面付加給付はしないが、新制度の動向により必要に応じて検討する。

平成27年度概算経費 認定こども園及び私立幼稚園(新制度) 513百万円  
(特定財源:国110百万円 都110百万円)  
…うち区付加給付 293百万円(特定財源:なし)

4. 延長保育及び一時保育に係る事業費と利用者負担額

延長保育及び一時保育は、新制度の地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる。事業の実施にあたっては国が示す給付水準及び現行の給付を踏まえて別途取扱いを決定する。

なお、当該事業に係る利用者負担額は、現行の取扱いを踏まえて以下のとおりとする。

(1) 延長保育

利用者負担額については、区立認可保育園の延長保育料を参考に事業者が定める。

平成 27 年度概算経費：私立保育園：650 百万円（歳入：未定）  
 認定こども園：9 百万円（歳入：未定）

(2) 一時保育

利用者負担額については、1 日（8 時間）3,000 円とする。（現行と変更なし）

平成 27 年度概算経費：私立保育園：171 百万円（歳入：未定）  
 認定こども園：10 百万円（歳入：未定）

5. 施設型給付施設における保育料以外の上乗せ徴収について

私立認可保育園の運営は、これまで区付加給付を含めた区から支払う運営費で行われており、原則上乗せ徴収は行っていなかった。新制度において国は、園が上乗せ徴収する場合、区への協議及び保護者の書面同意により徴収可能としているが、当区においては、区が保育の質の向上を目的に付加給付を実施するため、上乗せ徴収については原則実施しないことを付加給付の条件として付す。

なお、私立認定こども園および私立幼稚園（新制度）が上乗せ徴収をする場合は、区に事前に相談し、報告を求めることとする。

6. その他

(1) 認可外保育施設から移行した私立認可保育園に対する賃借料等の付加給付

区内認可外保育施設の新制度の給付対象施設への移行を促進するため、策定中の子ども・子育て支援事業計画及び予算措置との整合を図りながら、平成 31 年度まで新制度の給付対象施設の認可・確認基準に適合させるための支援を行う。

移行後も支障なく運営ができるよう移行の整備手法にあわせ、以下の費用を付加給付として公定価格に基づく給付に加えて事業者を支払う。

不動産の貸与を受け、認可外保育施設から私立認可保育園へ移行する場合は、公定価格で定める給付に認可保育園整備・運営事業者公募（提案型）の賃借料補助と同水準の付加給付を行う。増床等により、複数の建物を一体の施設として移行する場合で、基準以上の職員配置が必要な場合に、一定の条件の下その配置に係る経費の付加給付を行う。

【認可外保育施設から認可保育園へ移行する場合の整備手法】

整備の手法	現状のまま・改修	増床	移転
	既存施設活用	既存施設 + 新規整備	新規整備
	既存施設をそのまま活用する。 既存施設に所要の改修を加え認可・確認基準に適合させる。	既存施設の近隣の土地・建物を整備し、既存施設と一体の施設及び事業として認可・確認基準に適合させる。	既存施設を閉鎖し、新たな土地・建物を整備し認可・確認基準に適合させる。
個別の条件	既存施設を活用して移行する場合には、立地等の物理的制約があるため、都の認可基準を満たすことを条件とし、区が私立認可保育園の新規設置で求めている上乗せ基準は求めない。	・定員を拡充すること	・定員を拡充すること ・既存施設の改修等により認可・確認基準への適合が図れないものであること

認可外保育施設から移行した私立認可保育園に対する賃借料等の付加給付については、平成27年度の実施見込みなし。

## (2) 分園の本園化について

私立認可保育園分園については、迅速に整備でき、保育需要が下降した時の調整要素となることから、安心こども基金の創設された平成21年度以降、園数を拡大してきた。しかし、保育需要の増加傾向は当時の想定(後期子ども計画)を大幅に上回っており、分園も地域の重要な保育基盤となっている。

一方、新制度開始に向け、地域型保育事業の公募をしているが、3歳以上の入所枠を必要とする連携施設の確保など、新規整備に向けた課題がある。そのため、本園を考慮した定員設定をしている分園について、連携施設となることなどを条件に、3歳以上の定員を拡大し本園化することで、地域型保育事業の誘導策とするとともに、当面の3歳児待機児対策に資するものとする。

### 条件について

分園の本園化後の認可定員が60人以上であること。

定員の弾力化後の受入数と比較し、待機児童解消効果が9人以上(3歳以上各年齢3人以上)あること。

2歳と3歳の定員差を4人以上設けて、平成29年4月までに地域型保育事業を新たに実施し、当該施設を連携保育施設(地域型保育事業の卒園後の受け皿を含む。以下、同じ。)とすること。または、他事業者が運営する地域型保育施設(新設)の連携保育施設となること。原則として、敷地内に園庭があること。

分園の本園化にあたっては、既存本園は定員の弾力化後の受入数を、分園は定員の弾力化後の受入数に分園の本園化にあたっての増分を加えた数を、それぞれ認可定員とすること。

待機児童解消効果 71人程度

分園だった場合と比較して増加した分(前年度比)210百万円増

## 6. 今後のスケジュール

平成27年2月4日	福祉保健常任委員会報告
4月	新制度施行 給付対象施設及び事業運営開始